

役員等報酬規程

社会福祉法人千春会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千春会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事及び評議員等をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事甲型と理事乙型の区分)

第3条 本規程においては、理事が施設内の業務を常勤的に兼務するか否かによって、甲型の理事と乙型の理事に区分けて、この規程を適用する。

- 2 理事甲型とは、常勤的に施設内の業務を兼務するものを言い、また理事乙型とは常勤的に施設業務にかかわらないものを言い、報酬面から理事長は状況に応じいずれかの型に区分されるものとする。

(理事長の勤務報酬)

第4条 理事長が理事甲型である場合は、基本給に役員報酬はないものとする。

- 2 理事長が理事乙型であって、理事長業務（理事会への出席及び理事会関係資料の作成等）を行った場合は、別表1の日額の報酬を支払う。尚、月内の勤務回数が10日を超えた場合は、月額を単位とする報酬へ移行する。
- 3 理事長が理事甲型である場合の報酬は、業務している施設内の職位（園長、事務長等）の給与によるものとする。

(理事の勤務報酬)

第5条 乙型の理事が理事会に出席した時は、別表2により1日分の報酬を支払う。但し、甲型の理事に関しては、これを適用しない。

- 2 理事が甲型乙型を問わず、理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 理事長については、本条の規程を適用しない。

(監事の報酬)

- 第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

- 第7条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の勤務報酬)

- 第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会出席以外の日において、評議員選任・解任の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 但し、評議員選任・解任委員が施設職員であった場合には、本条に規程された報酬は支払わないものとする。

(評議員の勤務報酬)

- 第9条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会出席以外の日において、評議員の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費等)

- 第10条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 出張旅費は、実費支給とする。又、理事会出席等の交通費は、実費支給とする。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情に考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬額等（日額）	15,000円	実費
理事長業務報酬額等（月額）	200,000円	実費
理事業務報酬等（日額）	10,000円	実費
評議員業務報酬等（日額）	10,000円	実費
監事監査指導業務報酬等（日額）	10,000円	実費
苦情対応第三者委員（日額）	10,000円	実費
評議員選任・解任委員（日額）	10,000円	実費

別表 2（日額）

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000円	実費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費
苦情対応第三者委員	10,000円	実費
評議員選任・解任委員	10,000円	実費

別表 3（日額）

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	20,000円	3,000円 (半日は1,500円)	実費